

年金制度の体系、給付と負担、関連分野との関連について

2002.7.19 社会保障審議会年金部会

上智大学 山崎 泰彦

1. 年金制度の体系

○被用者と自営業者等の取扱い

被用者と自営業者等の間での異なる取扱いを認めるにしても、本来は厚生年金に適用されるべき被用者のなかで適用漏れが少なくないことが大きな問題。短時間労働者を含めて厚生年金の適用を進め、第1号被保険者の適用を本来の自営業者等に純化すべき。

被用者年金制度間の負担の公平化を進める上で、基礎年金の拠出金負担を現行の被保険者数に応じた頭割りから応能負担制（報酬総額比例制）に切り替えるべき。総報酬制への移行や短時間労働者等への適用拡大に伴って、保険料負担の対象になる報酬水準の格差がさらに拡大することからしても放置できない問題である。

○給付の構造

自営業者等についても、所得捕捉につとめ、将来的には少なくとも負担面については被用者と同様に応能負担制に改めるべきだと考えるが、その場合に給付面にどのように反映させるか（保険料による所得再分配的要素を加味するかどうか）は、国庫負担の配分方法との関連も含めて今後の検討課題。

○無・低所得者の年金保障

現行の生活保護制度を前提にすると、年金制度の枠内での無・低所得者への一定の対応が不可避ではないか。その場合、無・低所得者については国庫負担を傾斜的に配分することも検討課題の一つ。

○積立型の要素の導入

賦課方式に偏った財政方式のリスクを分散する上でも、確定給付型も含めて一定の積立的要素を明示的に組み込むべきではないか。

2. 給付と負担

○保険料水準

保険料の凍結は早急に解除すべき。

将来の保険料水準については、前回改正で設定された20%（総報酬ベース）程度の水準は、諸外国との関連でみても許容されるべきではないか。

厚生年金の保険料は、国民年金と同様に毎年小刻みに引き上げるべき。

国民年金の保険料免除は、多段階にすべき。

○給付水準

給付水準の設定にあたっては、医療・福祉・税制等との関連を含めた総合的な検討が必要。社会保障としては「年金優先型」と「医療・福祉優先型」の二つの考え方があるが、その選択が先決。

「年金優先型」であれば、高齢世代にも公的年金を基盤にした一定の安定した収入があることを前提にして、医療・福祉でもその収入に見合う保険料負担や利用者負担を求めてよい。一方、「医療・福祉優先型」の場合、基礎年金のみになるなどにより公的年金はスリムになるが、医療・福祉では高齢世代の負担を軽減せざるを得なくなる。

○給付と負担の関係

現役世代と高齢世代の生活水準について、公的年金以外の収入等を含めて実質的な均衡が図られるよう、公的年金制度の給付と負担の水準を設定すべき。

その上で、保険料を一定水準にまで引き上げた後の外生的な社会経済変動に対しては、積立金の取り崩しやスウェーデン方式の自動調整装置等による対応も考えられる。

○加入者サービス

若い世代を含む加入者に対するサービスとして、定期的に加算記録を知らせ、必要なアドバイスを提供すべき。その一環として、年金額算定式におけるポイント制の導入も検討すべき。

3. 関連分野との関係

○育児保険制度の検討

現行の社会保障制度による育児支援には、社会福祉制度による低所得者に重点をおいた選別的支援と、社会保険制度による所得を要件にしない普遍的支援がある。前者は保育サービスや児童手当等であり、後者は医療保険の出産育児一時金・出産手当金、雇用保険の育児休業給付、育児休業期間中の社会保険料免除等である。このような社会福祉制度と社会保険制度による対応は、介護保険導入前の介護に係わる施策に類似している。

育児の社会化という観点からすれば、親の所得や職業等に係わりなく、全ての子どもに対して普遍的な支援を行うことを基本にすべきであり、それには介護に対する対応と同様に、社会保険システムの活用が最も有効。

社会保険による育児支援としての育児保険制度のイメージとしては、地域特性に配慮しつつ保育等のサービスを中心にした支援を進める観点からすると、介護保険のような市町村を保険者とする地域保険型の育児保険制度の創設が考えられる。一方、出産費や育児費用の軽減等の現金給付を中心にした支援を進める観点からすると、年金保険のような国を保険者とする国民保険型の育児保険制度の創設が考えられる。さらに、両者の要素を一体化した一元的制度により、多様なサービスや現金給付を総合的に提供する育児保険制度も考えられよう。

○短時間労働者の適用

短時間労働者を含む社会保険の適用を進める上では、雇用に対する事業主負担の中立性を確保することが必要。そのためには、被保険者の保険料負担を分担するという形をとっている現行の事業主負担に代えて、被保険者であるか否かを問わず被用者に対して支払った賃金総額を標準（外形標準）として事業主負担を求めるべきではないか。

短時間労働者についても、年金・健保一体の原則で適用を進めるべき。